

	質問内容	回答
1	本件業務では「事業手法及び官民連携手法の検討」が含まれていますが、本件業務を受託若しくは受託会社の協力事務所(再委託)となった場合、本件業務以降の業務(事業)に応募側として参加することは可能でしょうか。	本業務の受託者又は協力事務所・再委託先である場合においても、本業務以降の業務に応募側として参加することは可能です。
2	仕様書「5. 業務内容(2) 整備内容の具体化」の(柱)に「産業展示館、県立野球場については、再整備構想策定時の検討状況を踏まえて整理すること」と記載されていますが、基本構想で検討された内容について再検討し、整理する、ということでしょうか。「整理すること」の具体的内容をお示しいただけないでしょうか。	産業展示館及び県立野球場については、再整備構想策定時に検討した内容を前提に、基本計画に位置付ける内容として整理することを想定しており、ゼロベースで再検討することを求めるものではありません。 具体的には、発注者が提供する資料を踏まえ、施設の機能、規模、配置、各部屋の用途や面積等を確認し、公園全体の配置、動線、駐車場、整備時期、概算事業費との整合を図ったうえで、基本計画に反映することを指します。
3	産業展示館、野球場等の建築物に対する具体的な成果品(図面の種類等)を教えてください。	産業展示館、県立野球場等の建築物に関する成果品については、基本計画図を作成するために必要な図面・資料を想定しています。 具体的には、建築物の配置、各部屋の用途・機能・面積、建物全体の規模などが分かる図面や資料を作成することを想定しています。また、必要に応じて、建物の外観や全体のイメージが分かる透視図等の作成を想定しています。 なお、詳細な寸法、構造、設備、仕上げ等を示す基本設計又は実施設計レベルの図面の作成を求めるものではありません。